



第34回 障害者差別

解消法とは？

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

来年(2016年)4月から施行される「障害者差別解消法(正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、以下「解消法」と呼びます)」とはどのような法律なのでしょうか？

障害者差別解消法が制定された経緯

近年、障害者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展しています。解消法制定の直接の契機は、2006年に障害者の尊厳の尊重を促進するための「障害者権利条約」が国連で採択され、翌年我が国もこれに署名したことに遡ります。この国際条約に沿って2011年には「障害者基本法」が改正され、障害者に対する差別の禁止と、差別解消を推進する社会的障壁の除去について合理的な配慮がされなければならないことが定められました。そして障害者基本法に謳う「差別禁止の基本原則」を具体化するものとして解消法が2013年に制定され、2016年4月1日から施行されることになっています。

障害者差別解消法の内容

では解消法には何が書かれているのか、その中身をみ

てみましょう。同法の構成は六つの章に分かれています。

第一章は、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項と行政機関・事業者が差別を解消するための措置等を定めることによつて差別の解消を推進し、障害の有無に拘わらず全ての国民が共生する社会を実現する、という法の目的(第1条)から始まり、障害者を身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の機能の障害があるものと定義づけています(第2条)。そして行政機関・事業者に対しては、社会的障壁の除去についての合理的な配慮を実施するために必要な環境を整備すること(第5条)、更に国民の責務として、差別解消の推進に寄与するよう努めなければならない(第4条)と定められています。第二章には、差別の解消の推進に関する「基本方針」を政府が作成すること等が定められており、「基本方針」は、本年2月24日に閣議決定を経て公表されています(第6条)。この「基本方針」は内閣府のウェブページで確認できます。

続く第三章が私たち事業者にとって大変重要です。ここでは、事業者に対して障害者への不当な差別的取扱いを禁じ(第8条第1項)、また障害者からの求めに応じて、社会的障壁の除去について過重な負担がない限り、必要かつ合理的な配慮に努めなければならない(同条第2項)としています。そして主務大臣(旅行業では国土交通大臣)に対して事業者への「対応指針」を作成するよう命じています(第11条)。

第四章は差別解消を推進してゆくための様々な支援措置に関する定めです。具体的には①障害者からの相談を受け付ける体制の整備(第14条)②国民への啓発活動(第

15条)③情報の収集、整理、提供(第16条)などです。これらの条項は直接的には国や地方公共団体に対する指示の形をとっていますが、事業者側もこれに沿った対応を検討してゆかなくてはならないと考えられます。

第五章は雑則、第六章は罰則です。

対応指針について

こうして解消法の全体を俯瞰してみると、解消法そのものは障害を理由とする差別解消を推進する主旨や基本となる考え方などの概括的、概念的な内容に重きがおかれています。私たち旅行者としてはお申込み時や実際の旅行ご案内中に「そもそも何をすると差別にあたるのか?」とか「合理的配慮としてどんなことをすればいいのか?」が気にかかるところです。

そこで、今後の事業者の取組みに実効性を持たせるために旅行業の主務大臣たる国土交通大臣の作成する「対応指針」に注目する必要があります。これは、本年9月に公表される予定です。「対応指針」には、事業分野毎に不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例についても言及される予定ですので、旅行業に沿った具体例が明らかになるものと思われれます。当面、私ども旅行者がやるべきこととして、来年の施行に向けて解消法と基本方針に目を通していただくことをお奨め致します。

最後に、解消法に関する典型的な誤解例をご紹介します。同法の主旨は、障害者向けツアーの拡充を推進するものではなく、障害を理由とした差別を解消し、障害者が通常のツアーに参加できるように取組みを目指すものである点に十分留意してください。(内山)